四　高等学校及び専修学校で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの　受給権者（法第五条第一項に規定する受給権者をいう。次条において同じ。）が当該学校に在学中の各月に支給される高等学校等就学支援金（同条第二項において「就学支援金」という。）の額の総額が百三十七万千六百円を超えない範囲内において、当該各月に履修する科目の単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額

第三条を第二条とする。

第四条を削り、第五条を第三条とする。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

文部科学大臣　松本　洋平
内閣総理大臣　高市　早苗

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十九号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「令和三年度から令和七年度まで」を「令和八年度から令和十二年度まで」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第十八条第二号及び第三号に掲げる物（改正前の同条第二号及び第三号に掲げる物を除く。）であって、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和十一年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

サイバー通信情報監理委員会事務局組織令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十一号

サイバー通信情報監理委員会事務局組織令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十二条第四項並びに第六十三条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（次長）

第一条　サイバー通信情報監理委員会の事務局（以下単に「事務局」という。）に、次長一人を置く。

2　次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

（公文書監理官）

第二条　事務局に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　公文書監理官は、命を受けて、事務局の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

（事務局に置く課）

第三条　事務局に、次の三課を置く。

総務課
通信情報取得監理課
調査課

（総務課の所掌事務）

第四条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　事務局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　機密に関すること。

三　委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。

四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

五　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

六　サイバー通信情報監理委員会の保有する情報の公開に関すること。

七　サイバー通信情報監理委員会の保有する個人情報の保護に関すること。